

歯科技工士の養成の在り方等
に関する検討会意見書

平成 13 年9月21日

歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会

「歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会」委員

- 藍 稔 東京医科歯科大学名誉教授
- 五十嵐孝義 日本大学歯学部教授（日本大学歯学部附属歯科技工専門学校長）
- 石綿 勝 東京医科歯科大学歯学部附属歯科技工士学校教員
- 梅田 昭夫 日本歯科医師会専務理事
- 大池 洋治 愛知学院大学歯科技工専門学校教務主任
- 佐藤 温重 明倫短期大学歯科技工士学科教授
- 杉井 伸行 日本歯科技工士会専務理事
- 瀬尾 次郎* 元東邦歯科医療専門学校副校長
- ◎ 玉置 敏夫 大阪歯科大学名誉教授（前日本歯科技工学会長）
- 中西 茂昭 日本歯科技工士会副会長
- 藤井 良治 桜美林大学経営政策学部教授
- 松田 鈴夫 国際医療福祉大学教授
- 三井 男也 神奈川県社会保険診療報酬支払基金専任審査員
- 渡辺 嘉一 日本歯科大学教授（前 全国歯科技工士教育協議会会長）

◎ 委員長

（50音順）

* 瀬尾委員は、平成13年5月に逝去

1 はじめに

歯科技工士の養成制度については、昭和31年2月に歯科技工士学校養成所指定規則が公布されて以降、数度の見直しが行われてきた。平成4年3月にとりまとめられた「歯科技工士養成の改善等に関する検討会」の報告書に基づき、歯科技工士の教育内容の見直しが行われるとともに、教育内容の充実を図る観点から、1学級当たりの定員が50人以内から40人以内に改められ、歯科技工士の養成に対する改善がなされた。

その後の少子高齢化の進展とともに、国民の歯科医療に対するニーズが多様化しており、以前にも増して良質な歯科保健医療サービスを安定的かつ効率的に提供していくことが求められるとともに、歯科医療関係者の間では、就業している歯科技工士が将来、過剰になると考えている者が以前に比較して増えているとの指摘もある。

こうした経緯のうえに、平成10年5月にとりまとめられた「歯科医師の需給に関する検討会報告書」において、「歯科医師とともに歯科医療を支えている歯科技工士についても、適正に確保していくための方策を検討することが望まれる」との提言を受け、平成11年12月に本検討会を設置し、検討を開始した。

その後、本検討会での議論をより具体化するために、平成12年4月から作業委員会を設置し、平成13年3月に作業委員会の意見書がとりまとめられた。本検討会はこの作業委員会の意見書を参考としながら、再度、今後の歯科技工士養成の在り方等について検討を行い、ここに本検討会の意見書を取りまとめ、公表するものである。

2 歯科技工士の養成を取り巻く環境

衛生行政業務報告によると平成10年末現在、我が国では、36,569人の歯科技工士が就業し、このうち、22,309人(61.0%)が歯科技工所に、13,667人(37.4%)が歯科医療機関に、567人(1.6%)が歯科技工士の養成施設等で業務に従事し、我が国の歯科医療を支えてきて

いる。

また、歯科医師並びに歯科医療機関が年々着実に増え続け、国民の歯科医療サービスに対するアクセスが向上している。歯科疾患実態調査によると、補綴の処置を完了している者は、昭和62年：42.0%、平成5年：46.4%、平成11年：53.6%で年々増えており、補綴の状況が以前に比較し改善してきている。

歯科診療を受診する患者数は、全体で増えつつあるものの、歯科診療所の増加により受診のためのアクセスが向上した結果、個々の歯科医療機関においては以前に比較し患者数が減少している。

近年、歯科診療所で業務に従事する歯科技工士が減少し、歯科技工所で業務に従事する歯科技工士が増加するとともに、歯科医療機関において歯科技工をすべて外部委託するケースが増えてきている。

我が国は少子高齢化が進むなかで、国民の歯科医療サービスに対するニーズは高まってきており、以前にも増して質の高い歯科技工を安定かつ効率的に提供していくことが求められている。

これに対応すべく、今まで以上に高度で専門的な技術を備えた歯科技工士の需要が増していくとともに、歯科医師との連携が重要になると考えられる。

歯科技工士の養成については、平成12年4月1日現在、72の歯科技工士養成施設で養成がなされ、毎年約2,500から2,800人程度が歯科技工士養成施設を卒業し、免許を取得している。このことは、毎年新規参入する歯科医師数とほぼ同数程度の歯科技工士が新規参入していることとなるが、全国歯科技工士教育協議会の平成11年の調査によると、平成2年の調査に比較し、歯科技工士の求人総数、求人件数ともに減少を示している。

なお、少子化による18歳人口の減少により、今後、歯科技工士養成施設における志願者が減少することに伴い、教育環境が変化していくとの指摘もある。

こうした広範な情勢から、今後の歯科技工士の養成においては、質的な向上を図りながら適正数の歯科技工士を養成していくことが

求められているといえる。

3 歯科技工士養成のあり方と望まれる対応

1) 歯科技工士の養成制度の現状

我が国における歯科技工士の養成は、歯科技工法（平成6年に歯科技工士法へ名称変更）が制定された翌年の昭和31年に始まる。

歯科技工士の養成が開始された当初は、養成所の入所資格が中学校を卒業した者で修業年限が3年以上となっていたが、昭和41年に養成施設の入所資格が高等学校を卒業した者に、養成施設の修業年限が3年以上から2年以上に改められた。なお、1学級の定員が当初は、30人以内であったが、昭和49年に50人以内となり、平成4年に40人以内となった。

現在、歯科技工士養成施設においては、修業年限2年以上で歯科技工士学校養成所指定規則で規定されている学科目に基づき教育がされており、平成9年4月から短期大学での歯科技工士教育も始まり、さらに平成12年4月から昼間の課程で3年の修業年限による歯科技工士養成も開始された。

なお、諸外国における歯科技工士の養成制度は様々であり、アメリカやスウェーデンのように大学に相当する教育課程が設けられているケースもある。そのうちの大学歯学部歯科技工士専門課程のカリキュラムには、一般教養科目の他、職業倫理並びに技工所の経営管理に関する内容等が含まれている。また、韓国では、すべての歯科技工士専門学校で3年制の教育が実施されている。

2) 歯科技工士養成を行う上での問題点

平成11年度に行われた厚生科学研究「歯科技工士の需給及び養成に関する研究」によると、歯科技工士養成施設では、歯科技工士学校養成所指定規則で規定している学科目に基づき、通常2年間の修業年限の中で規定の2,200時間を超える約2,500時間程度の時間数で教育が行われている。

したがって、週休2日制が普及しつつある中で、他の医療関係職種の養成カリキュラムに比較してかなり過密なカリキュラムで教育がなされており、2年の年限では新たな教育内容を追加していくことが難しい。

3) 歯科技工士養成施設における教育内容の見直し

(1) 教育内容の大綱化と単位制の導入

近年、一部の医療関係職種の養成課程においては、医療関係職種として最低限必要な知識・技能を見直し、養成施設が独自性を発揮できるカリキュラムの編成に積極的に取り組めるよう教育内容の大綱化がなされ、単位制が採用されている。

歯科技工士の養成施設においても、歯科技工の現場で必要とされる応用的な知識、技能の習得を図り、即戦力のある歯科技工士の養成を行うことが望まれており、養成施設が独自性を発揮できるカリキュラムの編成に取り組めるよう弾力的な運用が進められるべきであり、教育内容の大綱化を図り、単位制を導入していくことが必要である。

(2) 教育内容の充実

歯科技工士養成施設における養成カリキュラムは、技術・技能の習得に重きがおかれているが、多くの歯科技工士が歯科技工所で業務に従事しており、歯科技工所の管理者となる場合も多いので、過密なカリキュラムの緩和を図りながら、歯科技工の工程管理、歯科技工所の経営管理や作業環境の管理等歯科技工所を適切に運営していく上での知識について、教育内容として充実を図っていくことが望ましい。

また、歯科技工士が感染防止に関する課題等についての知識を習得することも望まれる。

さらに、良質な歯科医療サービスを提供していくための環境整備の一環としては、高度な技術力を要する歯科技工需要に応ずべく、専門的な知識、技能を備えた歯科技工士の養成がなされるよう、有床義歯技工学や歯冠修復技工学などの専門分野における教育内容の

充実を図るべきである。

なお、具体的な教育内容の見直しについては、別添の作業委員会の意見書別紙2で提言されている大綱化された教育内容に基づき行うことが適切である。

(3) 修業年限の延長

平成11年度に行われた厚生科学研究によると歯科技工士の養成施設における修業年限については、「延長すべき」または「3年制以上にするのがよい」との回答は都道府県歯科医師会長で53.3%、都道府県歯科技工士会長で100.0%、歯科技工士の養成所長で65.3%を示し、「現状のままでよい」との回答は、都道府県歯科医師会長で46.7%、歯科技工士の養成所長で34.7%となっている。

今後の歯科技工士の養成の在り方について検討していく上で、修業年限の延長は非常に大きなテーマである。

本検討会では「歯科技工士教育の関係者からみて2年の修業年限では良質な歯科技工サービスを提供できる人材の養成が円滑になされていないことから、修業年限を3年に延長することに対しては、年限延長の移行に向けて可能なかぎり第1歩を踏み出すべき」との意見、「概ね5年間程度の経過措置をおいた上で3年制への移行を明示すべき」との意見、「年間総時間数からみて2年制での教育をこのまま継続していくことは困難である」との意見、「歯科技工士主体での教育を促進していく上で、大学等高等教育機関で養成が行えるようにしていくことも必要」との意見等、歯科技工士の資質向上を目的として修業年限等の延長実現に向けて、多数の意見が示された。

良質な歯科医療サービスを国民に提供していく一環として歯科技工士の資質向上を図り、良質な歯科技工を提供していく上で、歯科技工士の養成施設における修業年限を3年に延長する必要性は十分に理解される。

すべての歯科技工士養成施設が短期間のうちに修業年限を延長する場合、学生の確保や施設設備の増設等に伴う費用負担が必要とな

る等歯科技工士養成施設の経営上の問題も指摘されるが、修業年限を3年以上とするための歯科技工士学校養成所指定規則の改正が実現されるべきである。

(4) 一学級当たりの定員の見直し等

歯科技工士養成の見直しを考えていく上では、引き続き歯科技工士教育に従事する教員の資質向上を図るとともに、教育の質的向上と需給の観点から1学級当たりの定員を40人以内から35人以内に見直しを行うべきである。

また、教育の課程において、医療従事者としての自覚を含めより資質の高い歯科技工士が輩出できる環境の整備に向けて教育関係者が努力していくことが望ましい。

加えて中長期的には、4年制の大学による歯科技工士教育の実現に向けた関係者の努力が望まれる。

4 歯科技工士試験について

1) 統一試験について

歯科技工士試験については、「歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が毎年少なくとも1回これを行う」との暫定措置により長年実施されてきた。昭和57年に歯科技工士の免許権者が都道府県知事から厚生大臣に変更されており、本来、厚生労働大臣免許にふさわしい統一試験の実現がされるべきであり、国の国家試験の業務等の動向を踏まえ歯科技工士試験の在り方について、今後、検討していくべきである。

2) 実技試験について

現状の歯科技工士資格制度における実技試験は、重要な技能の評価法であり、仮に統一試験が実施されることとなった場合、実技試験の存続が図れるよう実施手法については、今後の技術革新の流れを踏まえ、調査研究を進めていくべきである。

なお、現時点では、調査研究を進めて行くべき課題であるが、例

例えば昼間課程・修業年限3年による養成施設において技能習得が十分なされている場合等一定の要件を具備している場合に限り、実技試験の一部を免除（歯科技工士養成施設へ委任）していくことも今後の方策のひとつとして考えられる。

5 歯科技工士の需給

今後の歯科技工士の需給を検討していく上では、歯科技工需要推移の視点が必要であり、人口の高齢化、歯科技工士の補綴物作製力並びに歯科医療における技術革新などの要因が、今後の歯科技工需要の推移に関係していると考えられる。

医師・歯科医師・薬剤師調査における届け出歯科医師数は、平成10年4月1日現在、88,091人で、衛生行政業務報告に基づく就業歯科技工士数は、平成10年4月1日現在、36,569人となっている。

また、平成12年3月の歯科大学(歯学部)の卒業生数は、2,522名に対して、歯科技工士の養成施設における卒業生数は、2,492名となっている。

平成10年度に行われた厚生科学研究「歯科技工士の需給及び養成に関する研究」によると将来、歯科技工士に対する過剰感が強まってくるとの指摘がされている。

全国歯科技工士教育協議会が各歯科技工士養成施設を対象に行った調査によると、歯科技工士養成施設での求人件数は、前述のとおり、平成2年から11年にかけて減少傾向を示しており、ある地域においては、最近、養成施設の募集時に他県での就職を提示しているところもある。

さらに、ある地方の歯科医師会が設立母体となっている歯科技工士の養成施設が最近、閉校を前提に募集を停止した。今後、それぞれの地域での歯科技工需要を踏まえ歯科技工士養成施設が募集を停止したり、入学定員を削減する状況が今後も生じるであろう。

歯科技工士教育の充実強化を図る一環として、作業委員会での提

言を踏まえ1学級あたりの定員を40人以内から35人以内に見直すこととするが、本来、歯科技工士の適正数については、我が国における歯科医療需要や歯科医療機関、歯科技工所の状況等多くの視点から今後、引き続き考えていくべき課題である。

6 おわりに

本検討会では、今後の歯科技工士の養成の在り方について、教育内容の見直し、歯科技工士試験、歯科技工士需給等幅広いテーマについて、作業委員会での意見書の提言を踏まえながら検討を行ってきたが、中長期的に、歯科技工士の養成は量から質への転換が図られることになると考えられる。

提言された内容の中には、現実的な対応策をさらに熟慮しなければならない課題も散見されるが、今後、本検討会で提言された内容が実現に向けて、歯科技工士教育関係者や歯科医療関係者をはじめ関係各位の十分な理解と積極的な対応を望むものである。

【別添】

「歯科技工士養成の在り方等に関する
検討会」作業委員会意見書

平成13年3月23日

「歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会」作業委員会委員

石綿 勝 東京医科歯科大学歯学部附属歯科技工士学校教員

大池 洋治 愛知学院大学歯科技工専門学校教務主任

佐藤 温重 明倫短期大学歯科技工士学科教授

末瀬 一彦 大阪歯科大学歯科技工士専門学校長

鳥山 佳則 東京医科歯科大学歯学部講師

藤井 良治 桜美林大学経営政策学部教授

◎ 渡辺 嘉一 日本歯科大学教授（日本歯科技工士教育協議会長）

(オブザーバー)

玉置 敏夫 大阪歯科大学名誉教授（前日本歯科技工学会長）

◎ 委員長

(五〇音順)

1 はじめに

本作業委員会は、「歯科技工士養成の在り方等に関する検討会」での審議の結果、検討会で議論のされた歯科技工士養成の在り方についての具体案についてとりまとめることを目的として設置し検討を行うこととなり、平成12年6月23日に初回の作業委員会を開催して以来、8回の検討会を行った。本作業委員会では歯科技工士養成施設における教育内容、歯科技工士需給の在り方、歯科技工士試験の在り方について検討を行ったので、とりまとめた意見をここに示すものである。

2 歯科技工士養成をめぐる環境変化

歯科技工物の製作を通じて歯科医療を担う歯科技工士を含め、歯科医療関係者に対する養成を進めてきた結果、歯科疾患実態調査について、むし歯に対する処置の完了者が増加する等、国民の歯科医療サービスに対するアクセスは、飛躍的に向上した。一方、少子高齢化が進む中で、医療サービスに対する国民のニーズが以前に比較して強まってきていることから、国民が満足する質の高い適切な歯科技工物を効率的に提供していくことが以前にも増して歯科医療関係者に対して求められるようになってきている。

ところで、歯科技工士の養成をめぐる環境変化に着目すると、歯科医師、歯科技工士の養成が進められて、国民の歯科医療に対するアクセスが向上した結果、歯科診療所、歯科技工所が増加し、1歯科医療機関当たりの患者数が減少した。それに伴い、歯科診療所に勤務する歯科技工士が減少し、歯科技工所に勤務する歯科技工士の割合が高まっている。

歯科技工物についてすべてを外注する歯科診療所が半数を占め、歯科医師が直接歯科技工を行うケースは少なくなっていると考えられる。

また、歯科医療機関の増加により、歯科診療所間での競合の結果、良質で適切な歯科技工物の供給に対する歯科医師のニーズは高まっており、歯科技工所の増加による技工所間の競合に伴い、歯科技工所におい

ては、以前に比較して新卒者よりも即戦力の伴う歯科技工士の採用を望むようになってきているとの指摘もある。このため、歯科技工士養成においては、以前にも増して、歯科医師、歯科衛生士との連携が可能で技能修得が十分になされた資質の高い歯科技工士を適正に養成していくことが求められている。

歯科医師並びに歯科技工士の養成数に着目すると、いずれも昭和60年以降、定員が減少しているものの、歯科医師の養成数に比較し、歯科技工士の養成数が1割程度多い状況となっている。

近年、歯科技工士養成施設の卒業者に対する求人が減少してきているとの報告もある。

3 歯科技工士養成と歯科技工士の需給の在り方

平成10年度厚生科学研究で行われた「歯科技工士の需給及び養成に関する研究」で、歯科医療関係者（歯科医師、歯科技工士、歯科技工士学校養成所の関係者）に行った意識調査の結果、以前に行われている調査に比較して、歯科技工士が将来過剰になるとの回答を行った者が増えている。

歯科医師の指示に基づき歯科技工物を製作する歯科技工士の業務形態からみて、歯科医師の業務量が歯科技工士の業務量に左右する点から歯科技工士の養成数が多いとの意見をもつ者が増えてきていることについて異論はない。ただし、医療関係職種の新規養成施設について行政機関が養成所の新規指定を無効とすることは、規制改革が進められている時代に逆行することとなり、行政が医療関係職種に対する新規参入抑制を行ったり、行政指導により各養成施設の定員を減らすのは、現実的にきわめて困難である。

また、歯科技工士の資質向上を図るため歯科技工士試験により、需給を調整するのは、資格試験の趣旨から逸脱しており、現実的な対応とは言い難い。

むしろ、少子高齢化の進展による18歳人口の減少や卒業後の就職先等の新規参入を行う場合の環境変化を考慮すれば、今以上に歯科技工士

養成施設が入学者の確保を行うことが難しくなると想定されることから、各施設が自主的に定員の減員や募集停止を行うことに依存せざるおえないのが実状である。さらに、歯科技工士業務に従事している関係者が自主的に将来の需給について学校経営者に広報を行うとともに、学校経営者の自主的な取り組みを促すことが必要であると考えられる。

一方、より質の高い歯科技工物を提供していく環境を整備していく上では、歯科技工士の養成を行うにあたり、歯科技工士教育の充実を図る必要がある。歯科技工士を養成する機関でのきめ細かな教育の実現を図ることができるよう歯科技工士教育の更なる向上を図るため、以前の検討会での提言を踏まえ、例えば1学級当たりの定員を40名から35名に減員を行う等一学級当たりの定員の見直しを行うべきである。

4 歯科技工士試験の在り方

1) 全国統一試験の実施に向けて

歯科技工士試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能についてこれを行うこととなっており、現在、歯科技工士学校養成所の設置されている都道府県において毎年、歯科技工士試験が実施されている。試験は、全国で同じ試験科目により行われており、実地試験については全国的に内容がほぼ同様であるものの、学説試験の出題数、出題内容、出題形式および試験の実施日は地域によって異なっているとの指摘があり、歯科技工士の資質を向上していく一環として、全国統一の試験を実施することについて国家試験として相応しい試験の実施方法や出題内容等必要とされる条件整備を行った上で、今後、実現を図るべき課題である。

かつて都道府県で実施されていたり、言語聴覚士や救急救命士等新たに身分法が制定された結果、医療関係職種試験を国において行うこととなった場合、昭和58年3月の「行政改革に関する第5次答申—最終答申—」における「資格制度に関する事務のうち試験事務、講習事務、登録事務等について、行政事務の簡素化等の見地から、極力、民間団体への委譲を行う」との指摘を踏まえ、歯科衛生士試験を含め、新たに国が行うこととなった試験については、公益法人において試験並びに免許

登録が委託されてきたのが実状である。しかしながら、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」によると「公益法人に対する行政の関与のあり方」として「国から公益法人が委託を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制緩和の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせる」との指摘がされている。本来、医療関係職種の資格試験についてはその実施目的からみて、今後とも国の関与を要することは明白であるが、現在、医療関係職種の試験並びに登録事務をどのような取扱いとするかについては、厚生労働省において、「国家試験の業務等に関する検討会」が設置され、検討がされているところであり、今後の方向性が定まるのを踏まえながら、実現を図るべき課題であることを付言する。

2) 実技試験の存続に向けた環境整備

現在、国または国の委託を受けた指定試験機関が全国統一で実施している医療関係職種の試験において実技試験を行っている試験は存在しない。

歯科技工士教育が歯科技工士試験によって左右されるのは、本来の歯科技工士養成の本来の目的から逸脱するものである。歯科技工士教育に結果的に影響を与えることとなる実技試験を現在の形態で引き続き行う必要性に対して疑問を示す意見があるものの、歯科技工士の業務を踏まえる限り、実技試験については、存続を図ることができるよう努力すべきである。ただし、その場合には、歯科技工士の国家試験として相応しい客観的な評価法が担保された試験とする必要があり、実技試験としての評価を適切に行うための指標開発を行うとともに、具体的な実施方法や客観的な採点基準、出題内容等について詳細な調査研究を行い、実施手法を確立する必要がある。

医療関係職種の試験制度の改善の動きをみる限り、情報公開の流れを受け、医師国家試験においては、受験生への点数を本人に通知することが予定されており、また、合否基準についても公開の方向で検討されていることを付言する。

3) 歯科技工士試験出題基準の充実強化

歯科技工士試験においては、都道府県において試験が実施されていたことから、昭和63年に歯科技工士試験出題基準が示されているが、今後、教育内容の大綱化により、歯科技工士養成所の教授要綱が廃止されることになることから、歯科技工士試験出題基準について、中項目の新設を含め充実強化を図るべきである。

5 歯科技工士養成施設における教育のあり方

1) 教育内容の見直しにあたって

現在の歯科技工士養成施設における教育の内容は、歯科技工士学校養成所指定規則第3条の規定に基づき、別紙1に示す学科目について、修業年限2年以上、総時間数2,200時間以上となっているが、実際に歯科技工士養成施設では、平均で2,500時間程度の総時間数により教育が行われている実状となっている。医療関係職種との連携が可能で専門領域での技能修得が十分になされた資質の高い歯科技工士を適正に養成していく上では、専門教育の強化と教養課程の充実、さらには最新の材料・機器の革新に伴う新しい技工技術の習得が望まれ、平成6年4月から短期大学での歯科技工士教育が開始されている。

また、週休2日制が普及しつつあるが、歯科技工士養成施設の中には、教育内容に余裕がないとの指摘もある。このため、一部の養成施設においては、養成所を卒業した後免許を取得した歯科技工士が養成所の設置した専攻科に進学する例がある。さらに、平成12年4月から、昼間の課程の歯科技工士養成所で3年の修業年限により養成を開始した事例もある。

なお、平成7年5月に公表された「医療関係職種の教育課程等の改善に関する検討会」意見書によると「医療関係職種として最低限必要な知識・技術の修得に主眼を置いた教育内容を見直し、養成施設の独自性が発揮できるカリキュラム編成に積極的に取り組めるよう弾力的な運用が進められるべき」で「単位制を導入すること等により弾力的な運用が進められるべき」との提言がされており、これを受け、一部の医療関係職

種の養成課程においては、教育内容の大綱化と単位制の採用が行われている。歯科技工士の学科課程についても、教育内容の見直しを行うにあたっては、教育内容の大綱化と単位制の導入を図るべきである。

また、これらの視点を踏まえ、今後の歯科技工士養成にあたっての教育内容の見直しについては、以下のとおりとすることが望ましい。

2) 教育内容の充実と修業年限

今後、品質管理、経営管理、医療倫理の他に、感染予防、歯科技工士の安全・健康管理、安全性を含めた歯科材料の特性、環境保健、歯科技工所の管理者として要する労務管理、労働安全衛生などの教育内容を充実していくことが望ましく、ゆとりのある教育を行いながら、歯科技工士の資質向上を図る上で、修業年限を2年以上から3年以上に行っていくことが望ましいと考えられる。

しかしながら、修業年限を延長することに対しては、厚生科学研究で行われた調査の結果から修業年限について現状のままでよいと回答したものが都道府県歯科医師会長で46.7%、都道府県歯科技工士会長で0.0%、歯科技工士学校養成所の長で34.7%を示し、歯科医療関係団体や歯科技工士養成施設長の間で、修業年限の延長に対する意見の一致をみていないのが実状となっている。

すでに、多くの医療関係職種において、3年の修業年限により養成が行われており、前述のとおり、修業年限3年で養成を開始した昼間課程の歯科技工士養成所があることや歯科技工士養成施設を卒業した者を対象とする専攻課程を設置している施設があること等歯科技工士養成所の教育実績を踏まえれば、資質の高い歯科技工士養成を行っていく上で、今後、歯科技工関係者の努力と養成所の自主的な選択を基礎として、3年の修業年限による歯科技工士養成施設を増やしていくことが望ましいと考えられる。

このため、教育内容の見直しを行うにあたっては、学生教育をよりきめ細かに行うことが可能となるよう1学級当たりの学生定員の見直し並びに単位制導入による現行教育の大綱化を優先して進めるべきであり、修業年限の延長について、今後、円滑な推進環境が整備できるよう、3

年の修業年限により歯科技工士の養成を行う場合に参考となる単位数を後述することとした。

3) 教育内容の構成と設定について

現行の歯科技工士養成施設における学科課程は、別紙1に示すとおり、学科目と総時間数により構成されている。一方、多くの医療関係職種の養成において授業科目または教育内容は基礎、専門基礎、専門の3分野に分類されていることを踏まえ、別紙2に示すとおり、歯科技工士の教育内容について、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の3区分に分類することとする。

4) 教育内容の見直しと新たな教育内容について

(1) 基礎分野について

基礎分野の教育内容については、大綱化された内容を、「科学と技術の基盤」並びに「人間と社会生活の理解」とすることが適当である。現行の学科課程で規定されている科目との対応は、「科学と技術の基盤」には、造形美術概論が、「人間と社会生活の理解」には、外国語が該当することとなる。

現在の時間数を基本にして単位換算すると造形美術概論が1単位、外国語が1単位で総単位数は2単位となるが、学生が専門分野の理解をしていく上で、物理、化学、生物の基礎的な部分について理解がされるよう、例えば総合理学や基礎自然科学等の内容を教育内容に加えていくことが望ましい。

なお、専門教育を重視しながら他の医療関係職種の教育内容とのバランスを踏まえれば4単位程度とし、修業年限を3年で養成が行われる場合には、参考の単位数として8単位程度とすることが適当と考えられる。さらに、現行の学科課程以外に想定される科目の例示として保健体育、社会倫理、社会福祉、介護福祉、歴史学、経済学、経営学、法学、倫理学、ボランティア活動論、社会保障制度があげられる。

(2) 専門基礎分野について

専門基礎分野の教育内容については、大綱化された内容と単位数を「歯科技工と歯科医療」3単位、「歯・口腔の構造と機能」6単位並びに「歯

科材料・歯科技工機器と加工技術」6単位とするのが適当である。現行の学科課程で規定されている科目との対応は、「歯科技工と歯科医療」に歯科技工学概論並びに関係法規が、「歯・口腔の構造と機能」に歯の解剖学と顎口腔機能学が、「歯科材料・歯科技工機器と加工技術」に「歯科理工学」が該当することとなる。

なお、3年の修業年限により教育を行う場合の参考となる単位数は、「歯科技工と歯科医療」を6単位、「歯・口腔の構造と機能」を9単位、「歯科材料・歯科技工機器と加工技術」を9単位程度とするのが適当と考えられる。さらに、現行の学科課程以外に想定される科目の例示として細菌学（感染症学）、公衆衛生学、品質管理学、CAD-CAM理論があげられる。

（3）専門分野について

専門分野の教育内容については、大綱化された内容と単位数を「有床義歯技工学」13単位、「歯冠修復技工学」12単位、「矯正歯科技工学」2単位、「小児歯科技工学」2単位、「歯科技工実習」14単位とし、現行の学科目と一致させることが適当である。

なお、3年の修業年限により教育が行われる場合の参考となる単位数は、「有床義歯技工学」18単位、「歯冠修復技工学」17単位、「矯正歯科技工学」3単位、「小児歯科技工学」3単位、「歯科技工実習」20単位程度とするのが適当と考えられる。さらに、現行の学科課程以外に想定される内容としてスポーツ歯科、高齢者歯科学、顎顔面補綴並びに審美歯科で要する技工に関する知識、技能があげられる。

（4）教育内容の弾力化と履修に要する単位数

今回、見直しを行った大綱化されたカリキュラムは各歯科技工士養成施設における教育内容の弾力化を図ることを目的としていることから、複数の教育内容を併せて教授することが適切と認められる場合において、歯科技工実習14単位以上、歯科技工実習以外の教育内容48単位以上（うち基礎分野4単位以上、専門基礎分野15単位以上、専門分野43単位以上）であるときは、別紙2の教育内容毎の単位によらないことができるようにすべきである。また、3年の修業年限で教育が行われ

る場合には、別紙2の()内に示されている単位以上である場合、同様とすべきである。

また、履修に要する単位数は、62単位とし、3年の修業年限で養成がされる場合の参考となる単位数は93単位程度が適当と考えられる。

(5) 学科課程の見直しにあたってのその他の意見

今回、教育内容の見直しを行うにあたっては、現行の学科課程を見直し、教育内容の大綱化を図ることをベースに、今後、修業年限を延長する養成所が増えてくることを視野に、作業を進めたが、各委員から、中長期的に検討していく視点を含め以下の意見が示されている。

- 高度で体系的な教育が可能な指導者の養成
- 歯科技工士養成施設の学生による教員の評価の推進。
- 問題解決型の教育プログラムの開発
- 国際化への対応が可能な教育の実現
- 教育施設間での単位互換性の推進
- 専門分野に対する大綱化の推進（臨床歯科技工学の創設）
- 歯科技工実習の位置づけ（臨床診療見学のあり方を含む）
- 社会人としての教養を高めるための教育の充実
- いわゆる口腔のリハビリテーション分野の教育内容新設
- 歯科医療に関する幅広い知識の付与
- 職種の特性に応じた生涯研修システムの構築

上記の意見を踏まえ、大綱化された教育内容が全国の歯科技工士養成施設において円滑に導入され、今回の見直しの主旨が達せられることが望まれる。また歯科技工をめぐる環境の変化により、中長期的に教育内容の見直しが必要となる場合には、配慮をすべきである。

6 歯科技工士養成施設での教育用機械器具、標本及び模型

歯科技工士養成所指導要領に規定する教育用機械器具、標本及び模型については、現在の歯科技工士教育において必要とされる器材等を踏まえ別紙3に示すとおり、変更を行うべきである。

7 おわりに

今回、歯科技工士養成の在り方に関する検討会での意見を踏まえ、作業委員会において、歯科技工士養成と歯科技工士需給の在り方、歯科技工士試験の在り方、歯科技工士養成施設における教育のあり方について作業委員会としての意見をとりまとめた。

今後、ここでとりまとめられた意見に基づき歯科技工士養成の見直しが適切に行われることを期待する。